

調理師による県民の食生活の向上に関する条例案に寄せられた意見一覧

関係する条文	ご意見等	回答
	食の安心・安全を守っていくためには、しっかりとした知識や技能を習得した調理師が責任を持って調理をする必要があることから、本条例は必要であると考えます。 等同趣旨の意見 125件	
第3条	食育と言われているこの時代に合うような内容とすべきである。 調理師には人が無理なく栄養所要量を過不足なく吸収することができるような、食事の提供が求められており、そのための新しい考え方、技術、知識が必要である。 第3条に「調理師は、県民が無理なく栄養所要量を過不足なく吸収ことができ、県民の……」を加える。	食育なども含め、食に対する考え方は変化してきており、そうしたことを踏まえ、第1条について、本県の抱える国際性、観光立県、農林水産県、高齢化の進行、食育の重要性等という本県の特性や社会環境の変化への対応を明確にしていくため、「この条例は、本県の特性及び社会環境の変化に対応し、県内で調理の業務に従事する者の資質を向上させることにより調理技術の合理的な発達を図り、もって県民の食生活の向上に資することを目的とする。」と修正いたします。
第4条	「調理師を置くように努めなければならない」、とあるが、調理師資格を取得するには高額な費用がかかる。調理師を置かなくても食品衛生法において衛生管理者の設置、食品衛生講習等が義務付けられており、調理師の設置については必要ない。	当該条項は努力目標を示したものであり、法の趣旨に沿った形となっているが、県としてよりその趣旨及び条例の趣旨を明確にしていくために規定しております。調理師設置の努力規定に関しての意義が薄いということが意見の背景にあるものと考えられることから、制定の考え方をより明確にしていくため、第1条目的、第3条調理師の責務について修正を行うものと致します。 第1条について、本県の抱える国際性、観光立県、農林水産県という特性を考慮し、高齢化の進行、食育の重要性等の社会環境の変化への対応を明確にしていくため、「この条例は、本県の特性及び社会環境の変化に対応し、県内で調理の業務に従事する者の資質を向上させることにより調理技術の合理的な発達を図り、もって県民の食生活の向上に資することを目的とする。」と修正。 第3条について、東京オリンピック・パラリンピックの開催等を見据えた国際性（ハラールやベジタリアン等への対応など）を考慮すること、地産地消、郷土料理等を考慮し、「調理師は、県民の食生活の向上に資するため、自ら調理技術の研鑽に努めるとともに、食文化の多様性及び安全な食材等に関する知識を習得し、常にその資質の向上に努めなければならない。」と修正。
第4条	調理師法と同一である場合は、県内業者に対して調理師法が適用されるため、この規定は必要ない。	当該条項は努力目標を示したものであり、法の趣旨に沿った形となっているが、県としてよりその趣旨及び条例の趣旨を明確にしていくために規定しております。条例制定の趣旨を明確にしていくため、上記のような他条項の修正を行います。
第5条	講習の内容が定かでない。 食品衛生法において食品衛生責任者にて処置している。 講習内容について知事が別に定めるとしているが、食品衛生協会に対する調理師法の押し付けではないか。	食品衛生責任者が受講する講習とは異なる内容を考えております。 本県の持つ国際性や観光立県施策、地産地消、急激な高齢化等の本県の特性や課題等を含め、調理師として必要な知識や調理技術に関する講習の実施を考えております。 5年に関しては、社会環境の変化を捉えていくための期間として設定したものであります。

調理師による県民の食生活の向上に関する条例案に寄せられた意見一覧

関係する条文	ご意見等	回答
第5条	「知事が指定する講習」とあるが、講習は知事以外が主催することを前提としているのか。 その場合、知事が指定した講習を周知、告示する仕組みが必要ではないか。 調理師試験と同様に、講習は知事が実施するものとして講習事務を委託できるような規定でも良いのではないか。	講習の概要については、今後施策実施の中で、その手法や周知方法等が構築されていくものと解しております。
第6条	他の団体との連携を図ってはどうか。 この条項は必要ないのではないか。	県の施策、事業に関する予算措置についての規定であることから修正はしない。 施策、事業を効果的効率的に実施していくため、関係機関、団体とも連携は当然であると考えております。
第7条	必要ないのではないか。	この条例に関する必要事項についての知事への委任であり条項は必要であり、修正は行わない。
第8条	必要ないのではないか。	社会環境の変化に対応して施策、事業を実施し、その効果について検証するための条項であり、必要であり修正は行わない。
その他	期間内では意見の集約ができない。	お盆期間を挟んではいたが、3週間の期間を設けており、今後、ご意見等があればいただき、施策、事業に反映させていくものといたします。